

令和8年4月9日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 塩田 昌弘

「松山空港事務所新庁舎・管制塔新築工事」質問回答書

標記の仕様書等に関する質問事項について、下記のとおり回答致します。

記

	質問に関する入札説明書、 特記仕様書等の記載箇所	質問事項	回答
1	入札公告4P 同種工事1	競争参加資格要件のうち、同種工事1の内容に「事務所建の新築又は増築」との記載があります。 同種工事1の事務所建てとは、建物用途が事務所以外の建物でしょうか。事務所を含むが主用途が事務所以外の建物でも認められますでしょうか。ご教示願います。	建物の主用途が、事務所（机上事務又はこれに類する事務を行うもの（例：オフィス、官署））のみである必要はありません。 同種工事1及び2の「事務所建」とは、官署、学校、図書館、病院、刑務所（監房を除く）等の主な建物を包括するもの（国有財産法施行規則 別表第一）と想定しております。 ただし、主用途が住居、工場及び作業場、倉庫については、本来の事務所建とは用途が異なり、対象外と考えております。
2	入札公告4P 同種工事1 入札説明書4P～5P	配置技術者の工事実績【同種工事1】として、従事期間の要件はありますでしょうか。（例えば全工期の1/2以上等）	全工期の1/2以上等といった従事期間に関する要件は定めていませんが、従事していた期間において、【同種工事1】で求める施工実績（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）を有している必要があります。 このため、配置予定技術者が基礎、躯体、外装のほか内装を含む一連の工事に従事していたことが確認できる資料を「工事概要が確認できる資料（工事実績確認資料）」としてご提出下さい。